

8 法律の豆知識 ~ 環境と消費に関する主な法律 ~

はじめに

リユース
(再使用)する

修理する
補修する
修繕する

リサイクルする

片付けを依頼する

空き家の管理と活用

サステナブル・資源循環
社会の主なキーワード

地域のお店・事業者・団体
国が定める指定法人

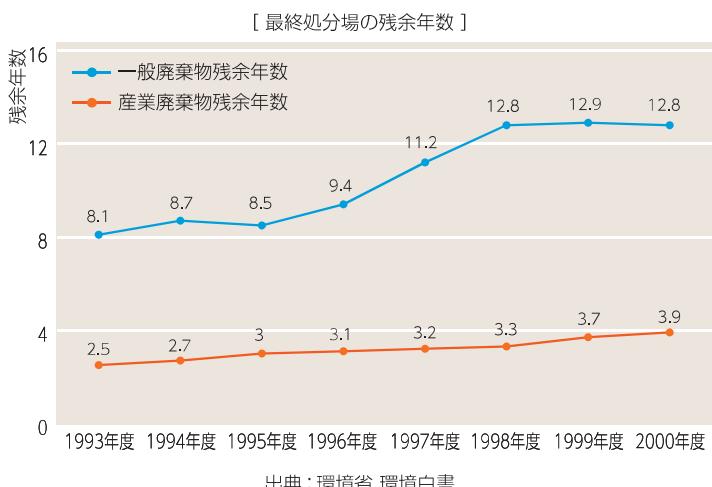
法律の豆知識

1 循環型社会形成推進基本法

日本に循環型社会を形成することを目的とした法律「循環型社会形成推進基本法（循環法）」が成立したのは平成12年（2000年）の5月。同年6月に施行された。廃棄物を焼却し、最終処分場に埋め立てをすることから3Rの推進に大きく転換させた。

ひっ迫する最終処分場の残余年数

1990年代、当時の日本は、毎年大量に排出される廃棄物が深刻な社会問題となっていました。増え続ける廃棄物を埋め立てるための最終処分場の残余年数は、残り11年余りと非常にひっ迫していました。一方で、リサイクルは低迷していました。



「循環型社会」への移行

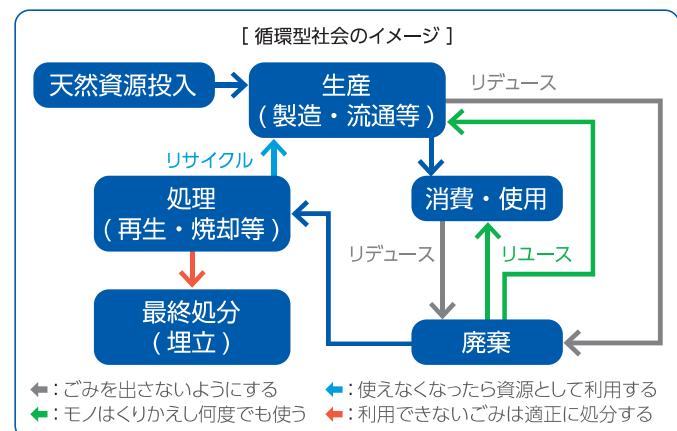
そこで国は、物質循環を確保し、環境への負荷を低減することを目的とした法整備を行いました。

それが「循環型社会形成推進基本法」です。物質循環の環を形成し、環境保全上隙間のない包括的なシステムの中心に「循環型社会」を据えました。事業者には排出者責任と拡大生産者責任の考え方を取り入れられました。

循環型社会の形成に関する基本的施策

国は、法律で定める基本原則にのっとり、基本的・総合的な施策である「循環型社会形成推進基本計画」を5年ごとに策定し、実施しています。

地方公共団体も同様の施策を策定し、実施しなくてはなりません。横浜市は「横浜市 循環型社会形成推進地域計画」を策定し、実施しています。



循環型社会の形成に関する基本的施策

- 発生の抑制のための措置
- 適正な循環的利用・処分のための措置
- 再生品の使用の促進
- 環境の保全上の支障の防止
- 発生の抑制等に係る経済的措置
- 教育及び学習の振興等
- 民間団体等の自発的な活動の促進など

責務

国

- 基本的・総合的な施策の策定と実施

地方公共団体

- 循環資源の循環的な利用と処分のための措置の実施
- 自然的・社会的条件に応じた施策の策定と実施

事業者

- 循環資源の適正処分(排出者責任)
- 製品、容器等の設計工夫、引取り、循環的な利用等(拡大生産者責任)

国民

- 製品の長期使用
- 再生品の使用
- 製品等の廃棄抑制
- 分別回収への協力
- 循環型社会形成への実施と協力

2 廃棄物処理法

ごみを捨てるとき、不要品をごみとして捨てるときは常に廃棄物処理法が関わってくる！

雑貨や家具、家電製品、消費期限切れの食品、食器など不要となったものをごみとして捨てるときは、市町村のルールに従わなくてはいけません。市町村以外の回収業者、市町村からごみ処分の許可を受けていない業者に有償、無償を問わず引き渡すことはできません。うっかりでも引き渡してしまうとその業者は、無許可で廃棄物を回収したとして罰せられる恐れがあります。

特に意識しておくべき条文は法第 16 条です。

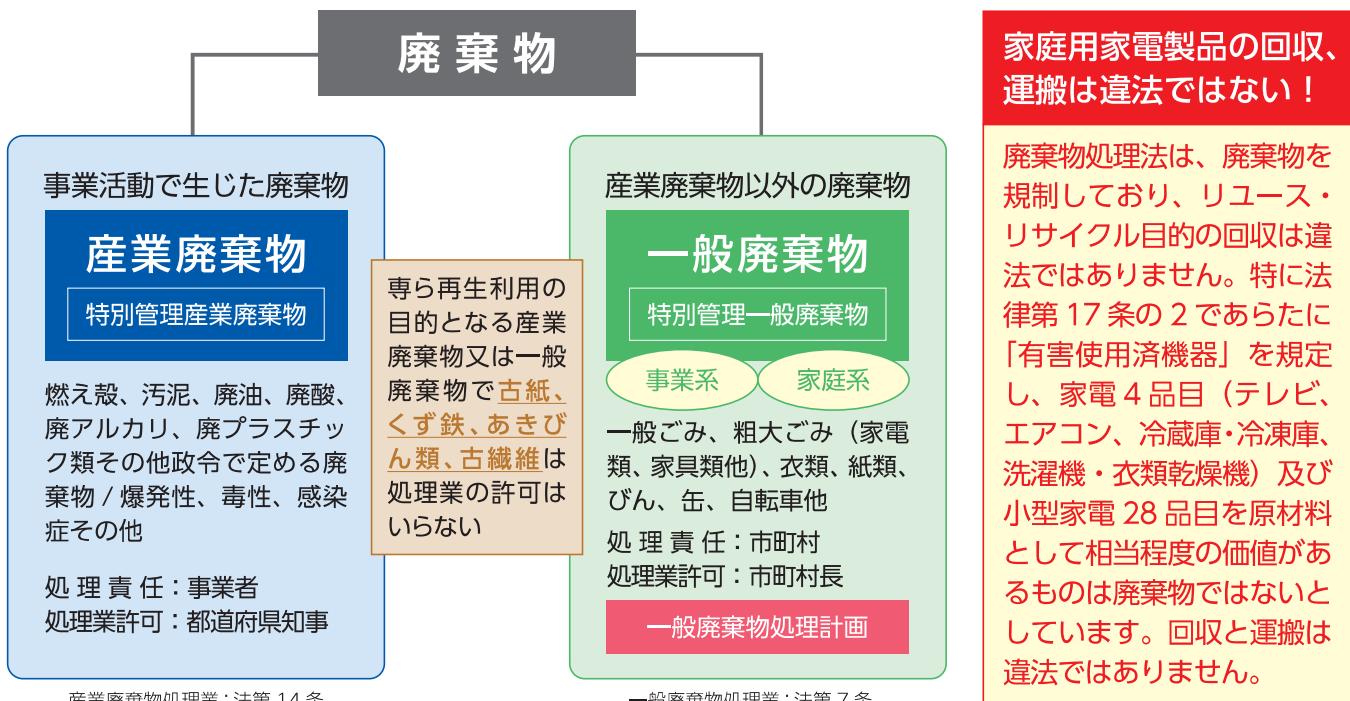
(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

これに違反すると個人は、5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金、あるいはその両方が課せられます。法人は、3 億円以下の罰金が科せられます。主な罰則は次のとおりです。

- 粗大ごみを捨てるのに粗大ごみ券を貼らずにそのまま集積場所に捨てた場合は、不法投棄になります。
- 事務所として使っている賃貸マンションから出すごみに「事業系有料ごみ処理券」を貼らずに出した場合は不法投棄になります。

それと、家庭から出るごみ、生活で出てくるすべてのごみは「一般廃棄物」と決められています。では、工場など事業活動で出てくるごみは何かというと「産業廃棄物」です。事業者が産業廃棄物処理業の許可を持っていても「一般廃棄物」である家庭ごみを回収することができません。その逆も同じです。チラシやインターネットで回収業者を探すときは、廃棄物をどのように回収するか、処理するかを注意して確認しましょう。





コラム 16 消費者による廃棄物の回収強要は罪になる！？

リユース・リサイクル業者や不要品回収事業者（市中回収事業者）に対する相談が消費生活センターへたくさん寄せられています。その一方で、消費者による廃棄物の回収強要も起きており、リユース・リサイクル業者は対応に苦慮する実態もあります。

廃棄物処理法の規定では、ごみは市町村に処理の責任があり、ごみを回収できるのは市町村か市町村の委託業者、市町村長から許可を得た業者になります。多くのリユース・リサイクル業者、不要品回収事業者（市中回収事業者）は、廃棄物処理の許可を得ていないため無許可で廃棄物を回収すると最大で3億円の罰金刑が科されてしまいます。

消費者の場合はどうでしょうか。恫喝したり、高圧な態度で無理やりごみの回収を強要するにつきの2つの刑罰が適用される可能性があります。

廃棄物を業者に回収強要し、業者が断った場合も不法投棄の未遂罪になる可能性

廃棄物処理法 第5章罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

業者によっては、リユースすることができない、リサイクルするには引き取るより費用がかからってしまう場合があります。業者が引取りを断っているのに無理やり引き取らせるなどの無いようにしましょう。



威力業務妨害罪の適用の可能性

刑法

（信用毀損及び業務妨害）

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（威力業務妨害）

第二百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

実力行使によって業務を妨害する行為を威力業務妨害といいます。実力行使には、暴力的な行動だけではなく、電話による必要以上のクレームやインターネット上の書き込みなども該当する場合もあります。



3 古物営業法

古物営業法は、中古品の売買を規制しているのではなく盗品等の売買の防止と速やかな発見等を目的としている！また「古物」の売買や委託を受けて売買するなどの営業を行うには「古物商」の許可が必要となる！

いらなくなつたものをリユース・リサイクルショップで売ったり、ネットオークション、フリマアプリを使って売ったり買ったりする場合は、古物商の許可はいりません。また、フリーマーケットで販売するときもいりません。

しかし、リユース・リサイクルショップ等から転売目的で大量の中古品を仕入れたりする場合は、古物商の許可が必要となります。もし、盗品と知りつつ仕入れたり、転売すると盗品等関与罪などの刑罰が科せられる恐れがあります。



コラム 17 不要品を売って得た所得の確定申告について

不要品をネットオークションやフリマアプリなどで売って得た所得は、確定申告が必要な場合があります。所得には、譲渡所得と雑所得があります。どんなときに確定申告が必要になるか、事例をいくつか紹介します。法律は、所得税法になります。

■ 生活に通常必要な動産（生活用動産）は非課税

所得税法第9条第1項第9号、所得税法施行令第25条第1項の規定で、生活用動産の譲渡所得は、非課税と規定されています。つまり、生活で使用しているものを売って得た所得はいくらであっても確定申告の必要はありません。

生活用動産の例	普段着ている衣類、食器類、家具類、鞄・靴、携帯電話など 生活家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、炊飯器、電子レンジなど）
---------	---

■ 生活に通常必要な動産（生活用動産）は非課税

一方、生活用動産ではない譲渡所得や雑所得や副業として繰り返しネットオークションやフリマアプリなどに出品して得た所得は課税対象となり確定申告が必要となります。また、趣味で集めたものやコレクションなどは生活用動産ではないとみなされ課税対象となる場合があります。

生活用動産以外 所得税法施行令 第25条第1項	貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品並びに七宝製品、書画、こつとう及び美術工芸
-------------------------------	---

	所得の例	確定申告の判断
給与所得がある人	不要品を売って得た所得の合計が20万円を超えたとき	必要
	不要品を売って得た所得の合計が20万円以下のとき	不要
給与所得がない人	不要品を売った得た所得の合計が48万円を超えたとき	必要
	不要品を売って得た所得の合計が48万円以下のとき	不要
一個または一組の貴金属や宝石を売って得た所得が30万円を超えたとき		必要

課税対象は所得であることに注意が必要です。不要品を出品して落札された金額から、経費を引いた残りの金額が所得です。確定申告については、最寄りの税務署か国税庁へ確認しましょう。



国税庁税について

4 家電リサイクル法

この法律の対象は、テレビ（ブラウン管式・液晶式・スマートテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンで、これを特定家庭用機器として規定している。消費者は、この家電4品目を廃棄物として処分するときに限り、リサイクル費用と収集・運搬費用を負担する義務がある！

家電リサイクル法の家電4品目の中、対象かどうか分かりづらいものをいくつか取り上げました。

分かりづらい機械器具	法適用	廃棄物としての処分方法
有機ELテレビ	対象外	粗大ごみとして処分 ※今後、法改正を経て対象となる予定
受信チューナーのないディスプレイモニター	対象外	粗大ごみとして処分
パソコン用のディスプレイモニター	対象外	資源有効利用促進法（3R法）の対象となり、パソコンメーカーあるいは一般社団法人3R推進協会へ依頼
天井・壁埋め込み型エアコン	対象外	自分で外して廃棄物として処分する場合は、粗大ごみとして処分。入れ替えなど業者へ依頼して業者が処分する場合は、産業廃棄物として処分。
冷風機・冷風扇・除湿器	対象外	小型家電リサイクル法対象となり、粗大ごみとして処分
ウィンド型エアコン	対象	家電リサイクル法に従って処分
電子冷蔵庫・ポータブル冷蔵庫	対象	家電リサイクル法に従って処分

詳しくは、一般財団法人家電製品協会のWebサイトで確認できます。

一般財団法人家電製品協会・ 家電リサイクル券センター	廃棄物として処分する家電4品目の一覧	
-------------------------------	--------------------	---

家電リサイクル法は、適正なリサイクルだけでなく、消費者には長く使うことによる廃棄物発生の抑制、製造業者等には、耐久性の向上と修理の実施体制の充実が努力義務として規定されています。

また、家電リサイクル法と家電4品目の廃棄物としての処分方法は、経済産業省と環境省及び一般財団法人家電製品協会のWebサイトで確認することができます。

 環境省 Ministry of the Environment	家電リサイクル法に関する情報全般		家電リサイクル法Q&A	
	廃家電製品の不法投棄等の状況について		いらなくなってしまった家電製品は正しくリユース・リサイクル！	
 経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry	家電リサイクル法に関する情報全般		家電4品目の「正しい処分」早わかり	
	家電リサイクル法資料集		家電リサイクル制度FAQ	
一般財団法人 家電製品協会／ 家電リサイクル券 センター	3秒でえらべる家電の捨て方		家電リサイクル券番号検索 (追跡)	
	家電処分の豆知識		家電リサイクル料金一覧 (検索)	

5 食品リサイクル法

この法律は、食品の製造、加工、卸売り、小売業者と飲食店を対象として、製造過程で発生する廃棄物や売れ残り、調理で出る廃棄物の発生を抑えることと、発生した廃棄物のリサイクルの促進である。事業者を「食品関連事業者」と定めている。

「食品関連事業者」の主な例は次のとおり。

食品関連事業者	主な例
食品の製造、加工、卸売り、小売りを行う事業者	食品メーカー、八百屋、デパート・百貨店、スーパー、コンビニエンスストアなど
飲食店、その他食事の提供を行う事業者	食堂、レストラン、居酒屋、ホテル、旅館、結婚式場、レストラン船など

消費者については、食品の購入や調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生を抑えるようにする努力を求めています。例えば、買い過ぎないことや消費する日にちを考えて賞味期限・消費期限を選択するなどです。また、家庭から出る生ごみは法律の対象外ですが、生ごみコンポスト等を使って、たい肥を作り、植物や野菜を作ることは廃棄物の削減になります。

6 自動車リサイクル法

この法律は、使用を終了した自動車の適正なリサイクルと廃棄物の処理を行うために、クルマの最終所有者にリサイクル料金の負担と引渡しを義務付けている。リサイクルと廃棄物の処理を行うのは、自動車メーカー・輸入業者と関連事業者の引取業者、フロン回収業者、解体業者、破碎業者である。

支払われたリサイクル料金は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（略称JARC）が預かり、厳格に管理しています。そして、クルマが廃車になったときに使われます。



JARC

気になるリサイクル料金の使用用途は3つです。



引用: 経済産業省ホームページ
「自動車リサイクル法とは」

フロン類	廃車からフロン類の回収と破壊
エアバッグ	廃車搭載のエアバッグの適正処理と回収及び再資源化
自動車破碎残さ (シュレッダーダスト)	廃車の解体、破碎後の残渣の再資源化と適正処理

※ 自動車破碎残さは、自動車シュレッダーダスト (ASR:Automobile Shredder Residue) ともいいます。

クルマの所有者は、所有するクルマのリサイクル料金がいくらなのか、廃車にしたクルマの処理状況をJARCの「自動車リサイクルシステム」で確認することができます。

他に中古車として売却する場合は、車両価値金額+リサイクル料金相当額を受領し、リサイクル券を渡します。廃車する場合は、登録された引取事業者へリサイクル券と一緒に引き渡します。

パソコン	スマホ・タブレット
リサイクル料金を調べる 	
使用済自動車の処理状況を調べる 	

7 小型家電リサイクル法

この法律は、廃棄物として処理する小型電子機器等（小型家電）の再資源化の促進と適正な処理を目的としている。対象の品目は28あり、消費者は廃棄物として捨てるときには、市町村、国の認定事業者・再資源化事業者、再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努める必要がある。

対象の28品目は次のとおり。

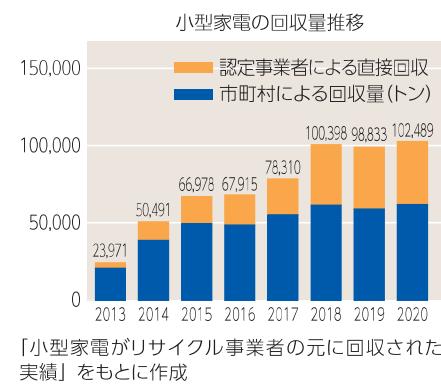
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	16	フィルムカメラ
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機	17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具	18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具
6	パソコンコンピュータ	20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
8	プリンターその他の印刷装置	22	電気マッサージ器
9	ディスプレイその他の表示装置	23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
10	電子書籍端末	24	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
11	電動ミシン	25	蛍光灯器具その他の電気照明器具
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	26	電子時計及び電気時計
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	27	電子楽器及び電気楽器
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

一方、小型家電をごみとして捨てるのではなく、資源として売却あるいは譲渡することもできます。小型家電を廃棄物とせず循環資源として処分するには「有害使用済機器」として、適切に回収を行う市中回収事業者や保管または処分を適切に行う事業者（有害使用済機器保管等届出事業者）へ引き渡すことが必要です。



コラム 18 小型家電の対象品目とリサイクルの現状

小型家電リサイクル法で指定している28品目は、家電リサイクル法の4品目と異なり、法律でリサイクルを義務付けてはいません。国は、小型家電の回収量を令和5年度までに年間14万tを目指しています。しかし、回収品の多くがパソコンやデジタル機器などの特定対象品目であるため、回収量は伸びてはいません。一方、まだ使えるものがリユースされずに廃棄されたり、価値が低いという理由などから焼却されるものも多くあります。横浜市のごみの分別品目一覧表を見ると、ごみの分別品目に小型家電対応の「★」印の付いているものが多く燃やすごみに分別されています。使わなくなったものをすぐに廃棄せず、中古品としてリユースショップに売ったり、譲渡したり、修理して使うなど、長く使うことを意識することが大切です。



8 容器包装リサイクル法

この法律は、家庭から出る容器包装に限定し、容器包装廃棄物を資源として、再商品化・資源化することを目的としている。対象の容器包装は、金属製容器、ガラス製容器、紙製容器包装、プラスチック製容器包装・ポリエチレンテレフタレート製容器 (PET) の大きく4種類である。

対象の容器包装の具体的なものは次のとおりです。

素材	識別マーク	用途	
金属		アルミ缶	
		スチール缶	
ガラス	なし	無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他の色のガラスびん	
紙		飲料用、紙パック (アルミ不使用のもの)	
		段ボール製容器	
プラスチック		紙製容器包装	紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、材料にアルミ箔が使用されている飲料用パックなど
		プラスチック製容器包装	プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、発泡スチロールカップ、ハンバーガー等のプラスチック容器、スーパーのレジ袋、菓子の袋、パック類、ふた・キャップ、ラップフィルムなど
		ポリエチレンテレフタレート製容器 (PET)	飲料・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料に用いるPETボトル ※PET素材の容器でも、上記以外のものはプラスチック製容器包装

※ 網掛けの容器包装は再商品化義務となっているもの

市町村は、法律に従って「分別収集計画」の作成と容器包装の分別基準を定め分別収集を行います。横浜市民は「資源とごみの分け方・出し方」冊子に従って、ごみ集積所や資源集団回収場所に出さなければなりません。



9 プラスチック資源循環法

この法律は、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するためにプラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化、事業者による自主回収及び再資源化を定めている。横浜市は2024年度より、一部の地域から始める予定です。

対象製品	ハンガー、文具、玩具、日用品などの容器包装以外のプラスチック製品
消費者の責務	プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出する プラスチック使用製品をなるべく長期間使用する プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制する プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制する リサイクルされた材料で作られた製品を使用する

10 資源有効利用促進法

この法律は、循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進することを目的としている。特に事業者に対して3Rの取り組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めている。

対象の業種	1 パルプ製造業及び紙製造業 2 無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業 3 製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業 4 銅第一次製錬・精製業 5 自動車製造業	6 紙製造業 7 硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業 8 ガラス容器製造業 9 複写機の製造業 10 建設業
主な製品	自動車／家電4品目・小型家電製品／パソコン／金属製家具／ガス・石油機器 システムキッチン／自転車／電動式車いす／プリンター／コードレス電話・ファクシミリなど ※2026年度より、モバイルバッテリー、携帯電話、加熱式たばこ機器追加の予定	
消費者の責務	製品を長期間使用する 再生資源及び再生部品の利用の促進に努める 分別回収や販売店を通じた引き取りなどに協力する	

11 グリーン購入法

この法律は、国等の機関（国会、裁判所、各省、独立行政法人、国立大学等）による環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を義務化している。

2022年度の特定調達品目は、22分野、287品目が指定されました。毎年対象品目や判断基準の見直しが行われています。

分野・品目	紙類／文房具／オフィス家具等／画像機器等／電子計算機等／自動車等／オフィス機器等／移動電話等／照明／インテリア・寝装寝具／制服・作業服等／災害備蓄用品など
国民の責務	物品の購入・レンタル、業務の依頼をする場合は、できる限り環境物品等を選択するよう努める



コラム 19

横浜市 環境事業推進委員の活動

1993年横浜市は、地域での廃棄物の減量化・資源化などの活動の活性化と協力体制強化を図るため、「環境事業推進委員制度」を新設しました。横浜市長より委嘱された環境事業推進委員は市内に3641名（2025年3月31日現在）があり、地域ごとの活動、連絡協議会を開催しています。



活動手帳と
委員証



地区連絡協議会の様子

環境事業推進委員の主な活動

- 分別排出実践・啓発活動
- 地域への情報提供
- 環境行動の自薦・啓発活動
- 清潔できれいな街づくりの推進
- 地域清掃活動の推進
- 住民からの相談と行政機関への連絡